

日中金融円卓会合(2017年6月3日)

日本の地域金融行政および 信用保証制度改革の動向 —金融機関の企業支援強化を促す取り組み—

神戸大学経済経営研究所教授



家森信善



yamori@rieb.kobe-u.ac.jp

本日の講演の構成

1. 金融行政の歩み
2. 当局が地域金融機関に求める役割
3. 中小企業の発展を目指した信用保証制度改革
4. まとめ

家森信善：現在、金融庁・参与、金融庁・金融審議会委員、金融庁・金融仲介の改善に向けた検討会議・有識者メンバー、金融庁・金融機能強化審査委員会・委員、中小企業庁・中小企業政策審議会・金融WG委員、日本金融学会常任理事などをつとめる。

1. 金融行政の歩み

(1) 1990年代後半から2010年頃まで

金融庁(金融監督庁)は、発足当初(監督庁1998年)、当時の大きな課題であった不良債権問題の解決に取り組んだ。

○ 金融行政への信頼の回復

→ルール重視の事後チェック行政

○ 不良債権問題の解決

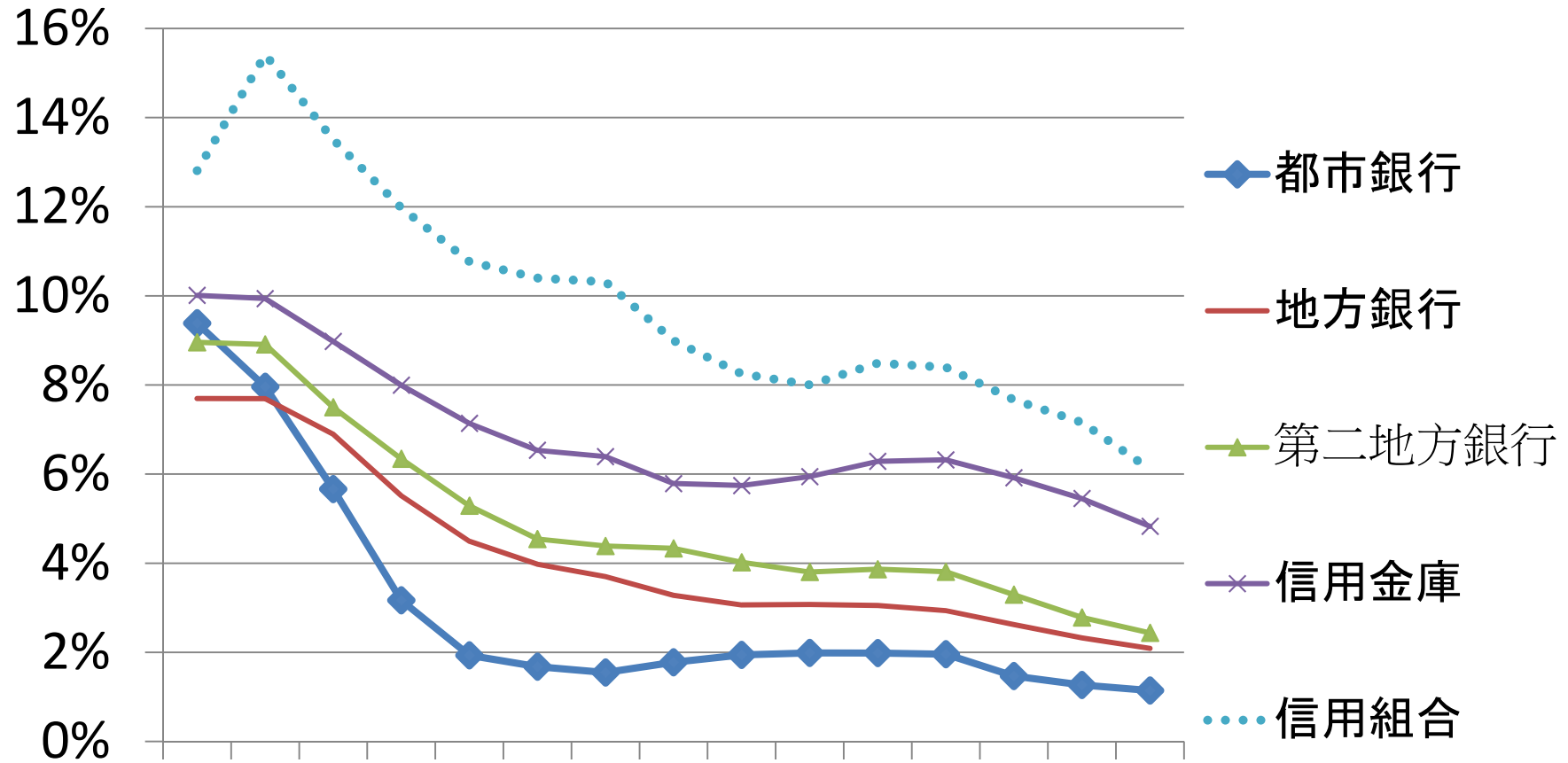
→厳格な個別資産査定中心の検査

○ 利用者保護のためのミニマム・スタンダードの徹底

→法令遵守確認の徹底

出所 金融庁「第1回金融モニタリング有識者会議資料」(平成28年8月24日)

不良債権の推移 —リスク管理債権比率—



金融庁調べ
リスク管理債権／貸
出金

(2) 従来型アプローチの副作用

○ 形式への集中

- ◆ 銀行融資において、借り手の事業内容ではなく、担保・保証があるかといった形式を必要以上に重視
- ◆ 顧客ニーズに即したサービス提供より、金融機関はルール遵守の証拠作りに注力

○ 過去への集中

- ◆ 将来の経営の持続可能性よりも、バランスシート(=過去の経営の結果)の健全性に集中
- ◆ 顧客ニーズの変化への対応よりも、過去のコンプライアンス違反の議論に集中

○ 部分への集中

- ◆ 金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクを議論するのではなく、個別の資産査定に集中
- ◆ 個別の法令違反行為だけを咎めて、問題発生の本原因の究明や必要な対策の議論を軽視

(3) 金融行政の目指す方向性

目指すべき金融の姿

＝顧客との“共通価値の創造”に根ざしたビジネスモデルの確立

- ◆ 金融機関は、顧客ニーズにあった良質なサービスや金融商品を提供し、**企業の生産性向上や国民の資産形成の拡充**を後押しする。
- ◆ 金融機関自身も、企業や国民資産の成長を通じて持続的な**収益を確保**し、成長していく。

コンセプト			
形式	⇒	実質	最低基準(ミニマム・スタンダード)が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスが提供できているか(ベスト・プラクティス)へ
過去	⇒	未来	過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性があるか
部分	⇒	全体	特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応が出来ているか

2. 当局が地域金融機関に求める役割

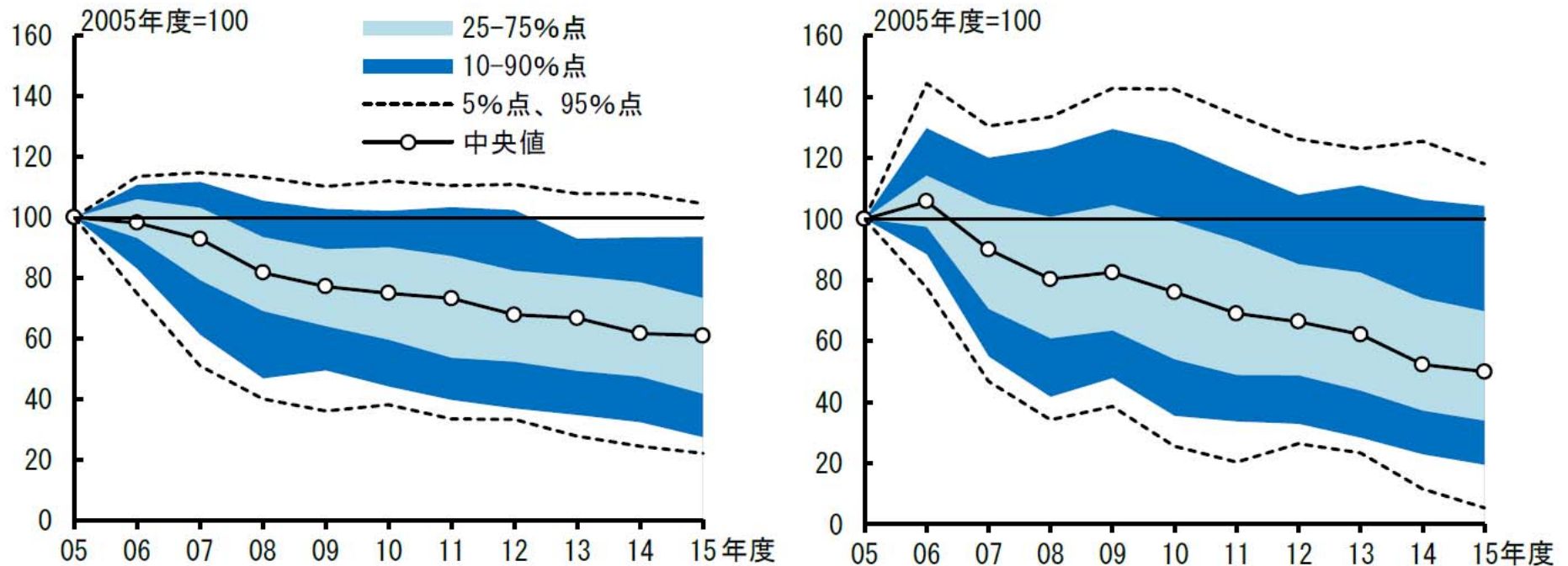
(1) 平成25事務年度中小・地域金融機関向け監督方針(2013年9月)

実体経済活動のために**リスクを果敢にとる**のも金融機関の本来の役割であり、デフレ脱却に向けて、適切なリスク管理の下、**目利き能力やコンサルティング機能**を高め、成長分野などへの新規融資を含む**積極的な資金供給**を行うとともに、中小企業の**経営改善・体質強化の支援**を本格化していくことが期待される。

各種のリスクを的確に把握した上で、**5～10年後を見据えた中長期の経営戦略**を検討することが重要である。

日本銀行『金融システムレポート 別冊』2016年7月

図表 B4-2 コア業務純益の過去 10 年間の分布の推移
 地域銀行 信用金庫



(注) 12年度以降は投資信託解約益を除く。

個別金融機関のコア業務純益の推移を分布で表すと、その中央値は低下傾向にあり、2015年度には、2005年度と比べ、地域銀行で6割、信用金庫で5割の水準まで低下している。中には、1~3割程度の水準にまで落ち込んでいる先もみられる。

(2)『平成26 事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)』(2014年9月)

地域金融機関は、…、様々なライフステージにある**企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価(「事業性評価」)**した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが重要である。

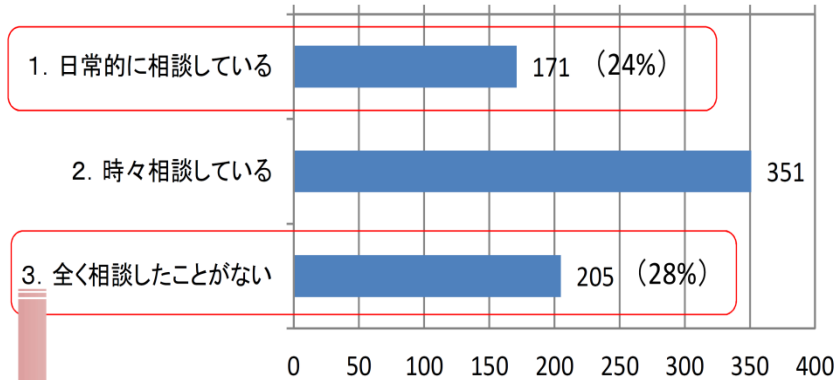
特に、**目利き能力の発揮による企業の事業性評価を重視した融資**や、**コンサルティング機能**の発揮による持続可能な企業(特に地域の経済・産業を牽引する企業)の経営改善・生産性向上・体質強化の支援等の取組みを一層強化していく…ことが求められている。

こうした取組みは、…、地域金融機関にとっても、**単なる金利競争**ではない、付加価値の高いサービスの提供による競争を可能とし、自らの安定的な**収益の確保**及び健全性の維持・向上につながるものである。

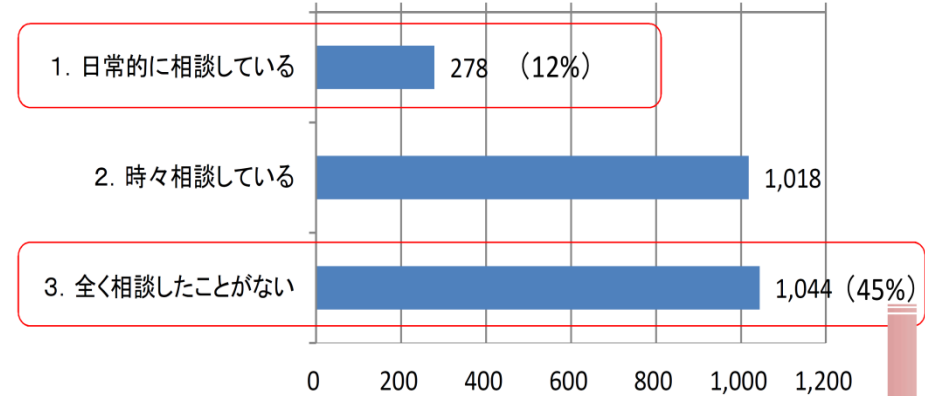
質の高い金融仲介が十分に提供されていない現状

Q 貴社は、経営上の課題や悩みについて、メインバンクとどの程度、相談していますか。

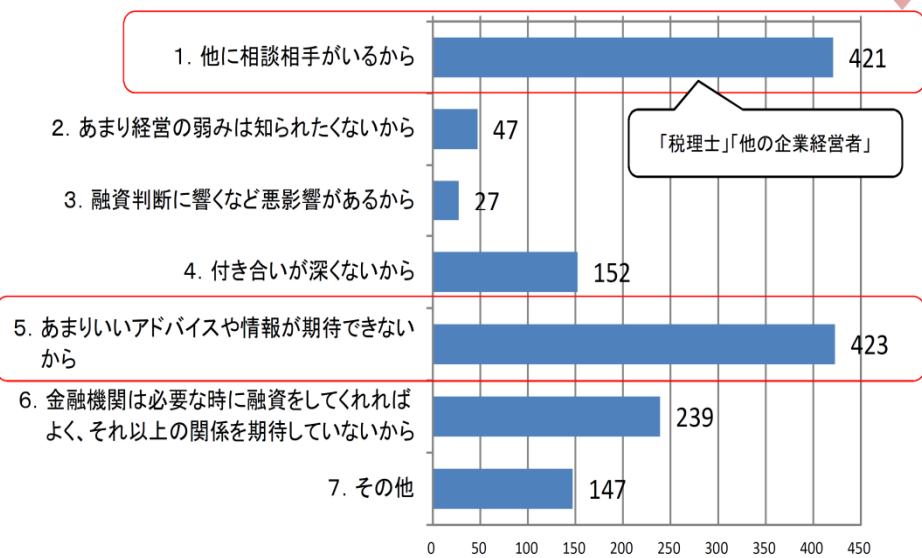
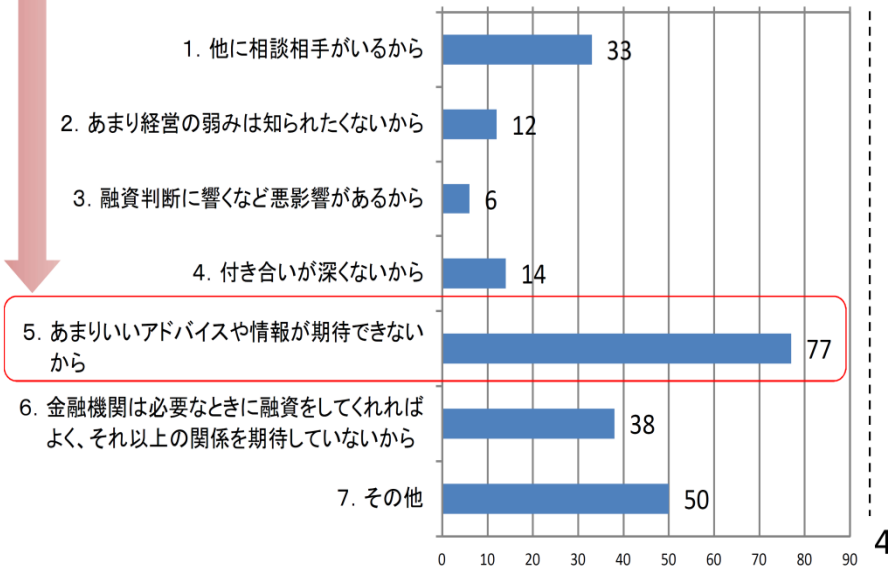
【企業ヒアリング】



【アンケート調査】

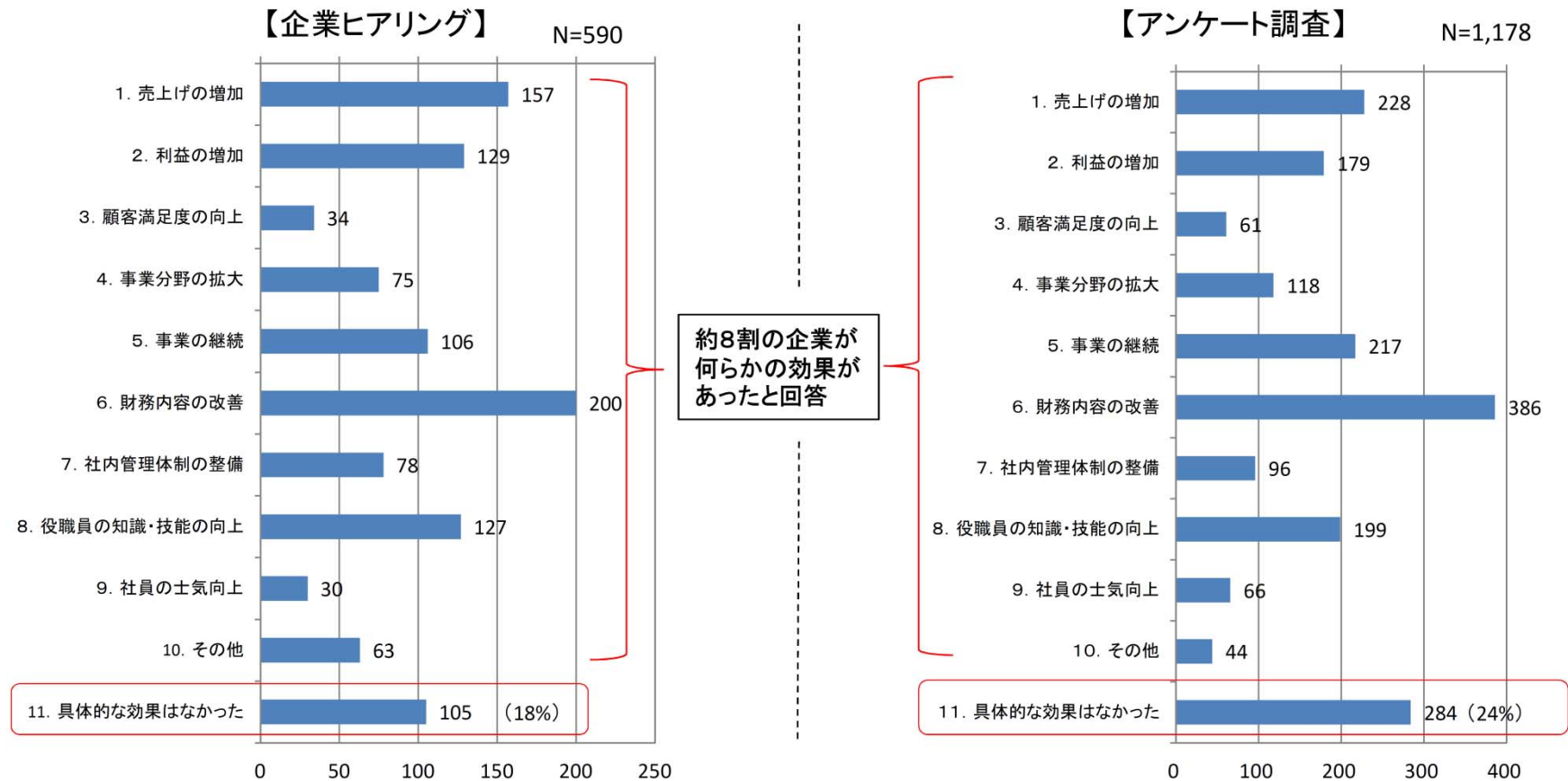


Q (3. 全く相談したことがないとお答え頂いた方について、)メインバンクに経営上の課題や悩みを相談しない理由は何ですか。(複数回答可)



◆ 金融機関から支援を受けた企業の8割が、何らかのプラスの効果があったと評価している。
→ 共通価値創造の余地は大きい

Q 経営支援サービスを受けたことがあると回答した方について、金融機関からの経営支援は、貴社にどのような貢献をしましたか。(複数回答可)。



(3)『平成28年事務年度 金融行政方針』(2016年9月)

- 金融機関のビジネスモデルに単一のベスト・プラクティスがあるわけではない。
- 顧客企業の事業の内容をよく理解し、企業価値向上につながる**アドバイスとファイナンス**を提供することで収益を確保している地域金融機関については、金利低下が進む中においても貸出金利回りの低下幅が緩やかで、顧客基盤や経営を比較的安定させることに成功している傾向が見られる。
- 金融機関が**事業性評価**を通じて、企業に有益な**アドバイスとファイナンス**を行い、**顧客の企業価値の向上**を実現することは可能である。
- 企業価値の向上は、経済の発展や従業員の賃金上昇による生活の安定に貢献するものであり、結果として**金融機関自らの経営の持続性・安定性**にも寄与すると考えられる。

(4) 金融仲介機能のベンチマークの導入(2016年9月)

1. ベンチマーク策定

金融庁は、金融仲介の改善に向けた検討会議の議論を踏まえて、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標(「金融仲介機能のベンチマーク」)を策定・公表。

2. ベンチマークの活用

① 自己点検・評価

全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価する

② 利用者の選択材料の提供

企業にとっては、自らのニーズや課題解決に応じてくれる金融機関を主体的に選択できるための十分な情報が提供される

③ 監督当局との対話の題材

監督当局としては、各金融機関における取組みの進捗状況や課題等について、他の金融機関との比較を含め、出来る限り**具体的に把握**し、それに基づき、各金融機関が金融仲介の質を高めていけるような、**効果的な対話**を行っていきたい。

3. ベンチマークの特徴

- ✓ 5つの必須のベンチマークと50の選択ベンチマークで構成
- ✓ 選択ベンチマークについては、どれを選ぶか、いくつ選ぶかは金融機関に任せる
- ✓ 他の指標でふさわしいものがあればそれを使うことも認める



2003年のアクションプログラムでは、多くの金融機関がプログラムに掲載されたあらゆるものに対応。焦点がぼけてしまい、成果が上がらなかったとの反省。

4. ベンチマークの項目（例示）

① 共通ベンチマーク

(1) 取引先企業の経営改善や成長力の強化

1. 金融機関が**メインバンク**（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数、及び、同先に対する融資額の推移

(2) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

2. 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

3. 金融機関が関与した創業、第二創業の件数

4. ライフステージ別の与信先数、及び、融資額

(3) 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

5. 金融機関が**事業性評価に基づく融資**を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合

②選択ベンチマーク

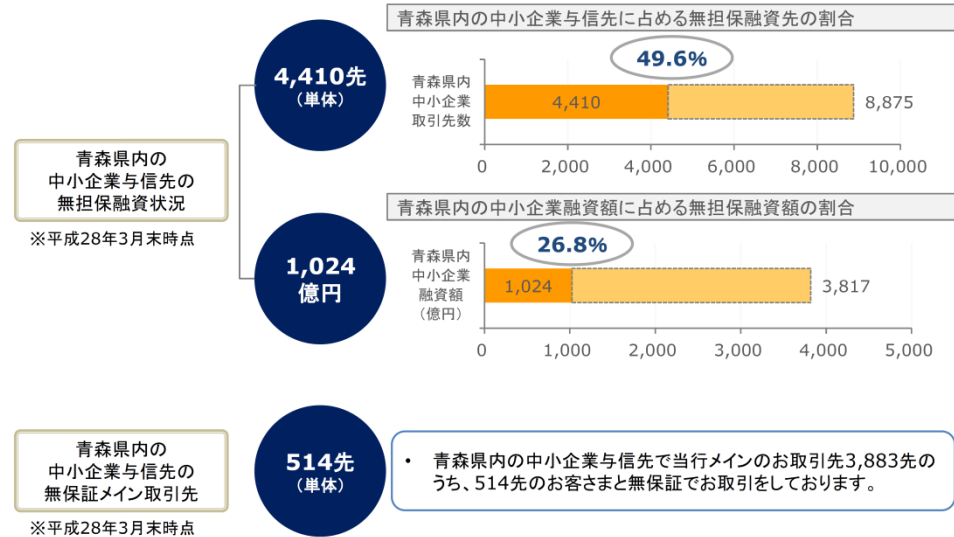
- (1) 地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション
- (2) 事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資
- (3) 本業(企業価値の向上)支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供
- (4) 経営人材支援
- (5) 迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供
- (6) 業績推進体制
- (7) 支店の業績評価
- (8) 個人の業績評価
- (9) 人材育成
- (10) 外部専門家の活用
- (11) 他の金融機関及び中小企業支援策との連携
- (12) 収益管理態勢
- (13) 事業戦略における位置づけ
- (14) ガバナンスの発揮

2016年9月期に関して、 地方銀行44行、第2地方 銀行8行が、「ベンチマー ク」を開示している。

(例) 青森銀行「平成28年度中間
ディスクロージャー誌 別冊－金融
仲介機能の質の向上に向けた取り
組み状況－」

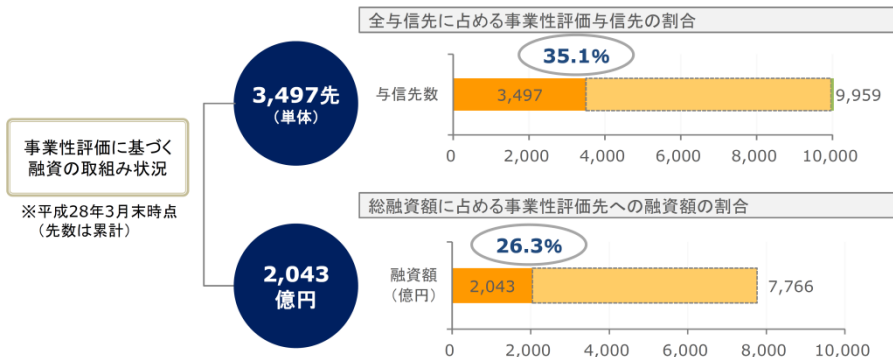
■ 担保・保証に過度に依存しない融資

- ▶ お客さまの事業内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)することで、過度に担保・保証に依存しない融資に努めております。
- ▶ 青森県内の中小企業と信先のうち、約半数のお客さまと無担保で融資取引を行っております。



■ 事業理解に基づく取組み

- ▶ お客さまの事業内容の把握やSWOT分析・商流分析等を行うための当行独自ツールを活用することで、お客さまの事業内容や成長可能性をより深く理解(事業性評価)し、課題解決に向けた提案を実施しております。
- ▶ 平成28年3月末時点では、全与信先の約35%にあたる3,497先のお客さまへ、事業性評価に基づく融資を行っております。



第15次中期経営計画経営目標

創業・起業等支援先数
(計画期間中累計)

500先以上

創業支援先数

197先
(グループ)

※平成27年度実績
※創業期:創業、第二創業から5年まで

192先

創業計画の策定支援

75先

プロバー融資

129先

信用保証付き融資

7先

政府系金融機関や
創業支援機関の紹介

1先

ベンチャー企業への
助成金・融資・投資

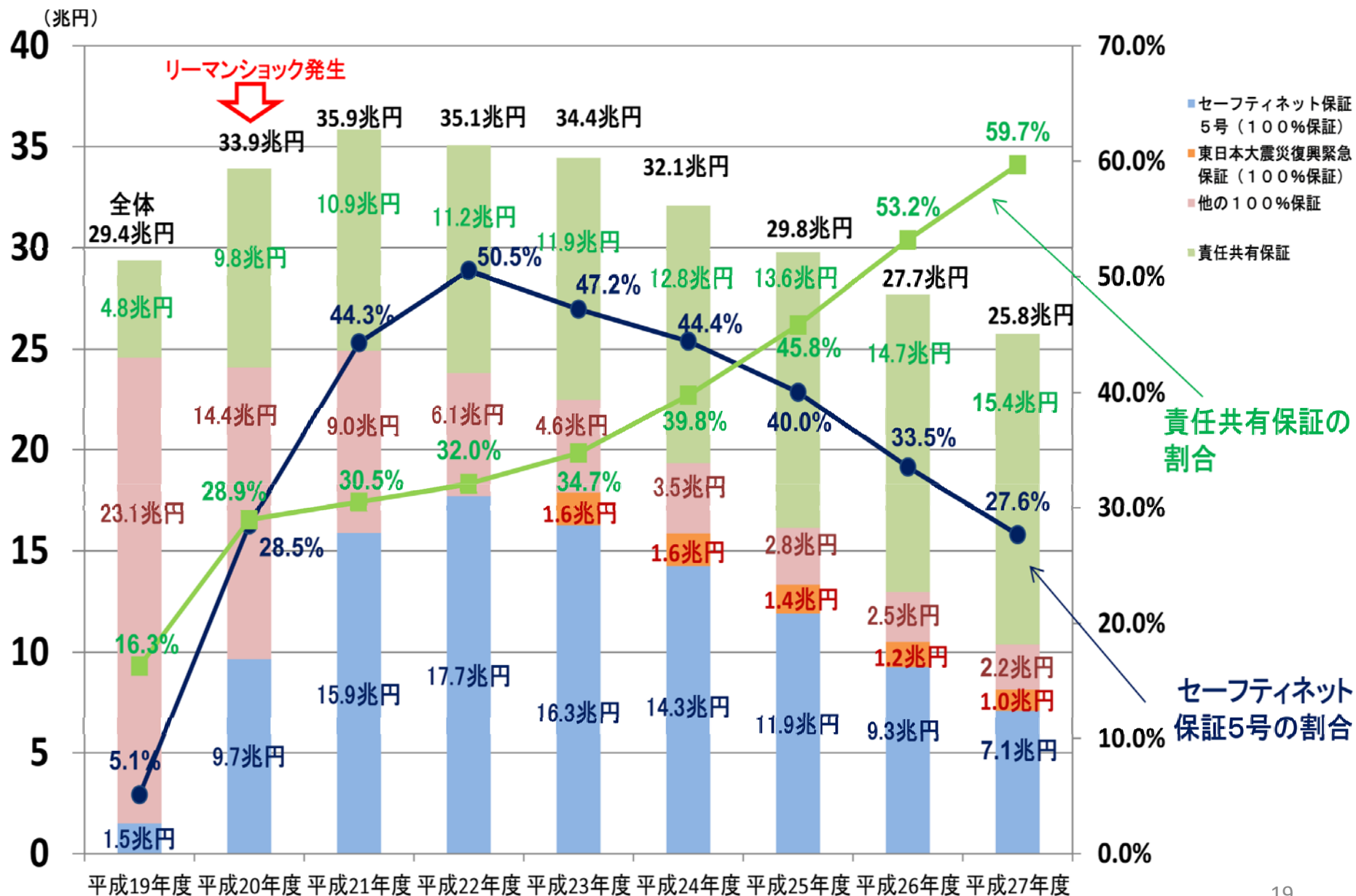
※各種支援先は重複あり

3. 中小企業の発展を目指した 信用保証制度改革

(1) 日本の信用保証制度

- ◆ 各地の信用保証協会が、中小企業の民間金融機関からの借入れに対して(保証料を受け取って)保証を行い、返済が滞った際には、代わって債務の支払いを実施(代位弁済)。
- ◆ 金融機関の貸出金の80%(特定の企業向けについては100%)が保証される。
- ◆ 信用保証の利用者は137万者で、日本の中小企業・小規模事業者のおよそ3分の1が利用している。
- ◆ 保証料でまかなえない部分について国や地方自治体が負担している。

信用保証の保証残高(ストック)の推移



(2)見直しの必要性

◆ 巨額の財政負担

- ✓ 2009年度には約6000億円の「赤字」発生
- ✓ 幸い、最近の倒産の減少で収支改善

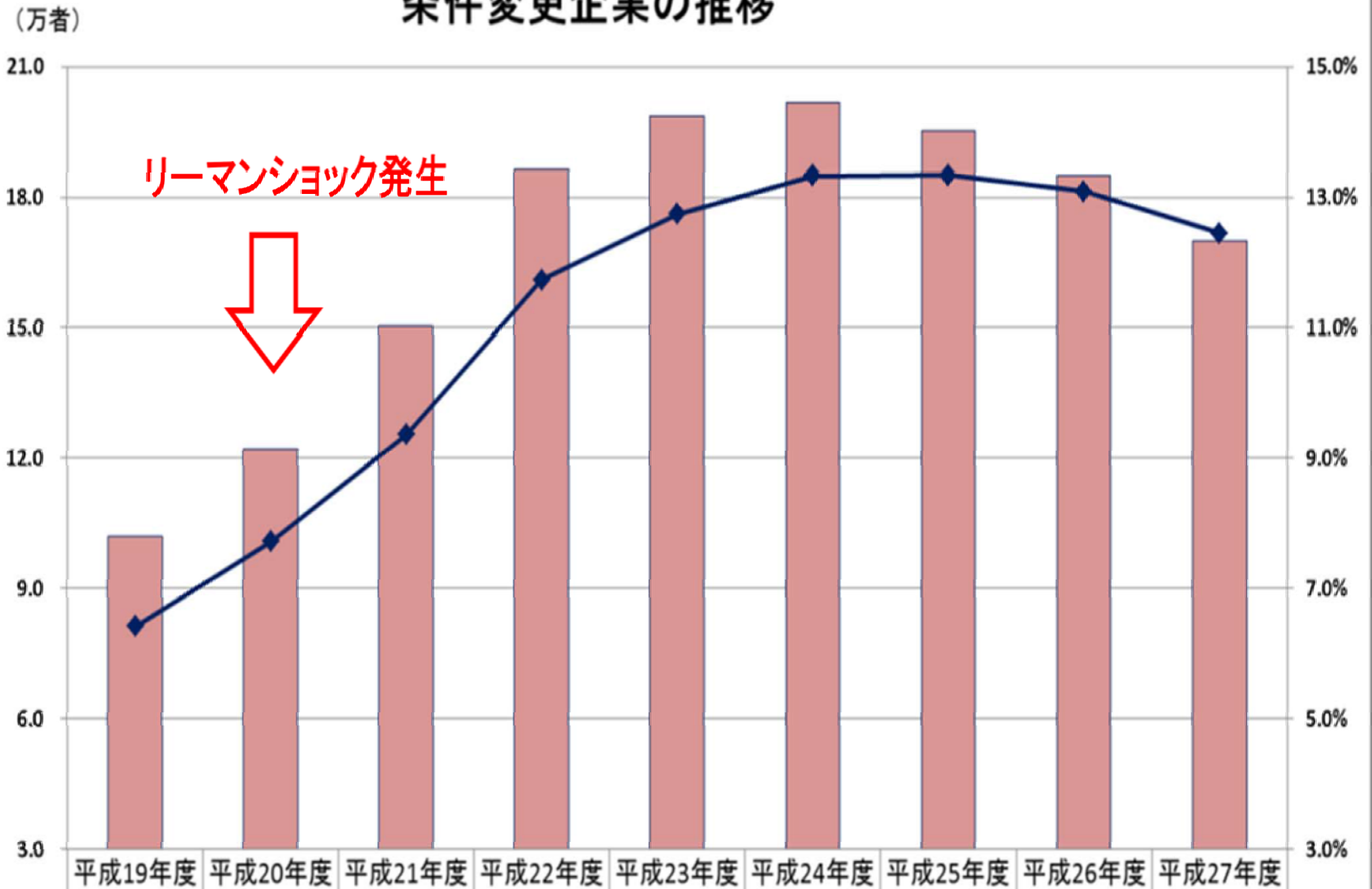
◆ 保証による支援(とくに、返済条件の変更)を受けている企業が事業の低迷から立ち直れない。

→企業に対する金融機関の支援が不十分なのではないか？

■ 日本再興戦略2015(2015年6月30日閣議決定)

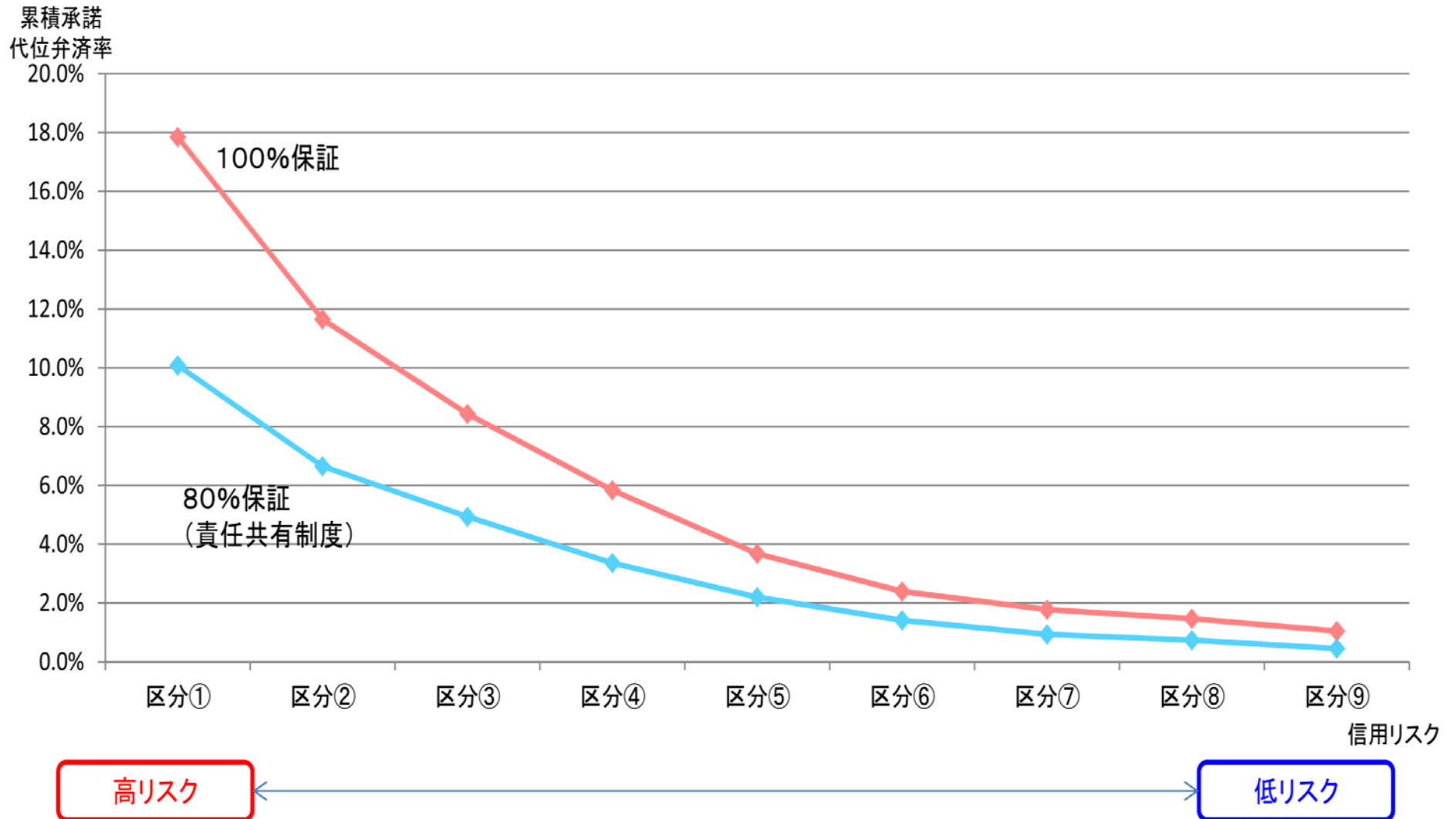
「金融機関が経営改善や生産性向上等の支援に一層積極的に取り組むよう促すため、信用保証制度の在り方について検討する」

条件変更企業の推移



保証利用企業者	158.8	158.3	160.8	158.8	155.7	151.4	146.3	141.2	136.5
条件変更先	10.2	12.2	15.1	18.6	19.8	20.2	19.5	18.5	17.0
条件変更先割合	6.4%	7.7%	9.4%	11.7%	12.7%	13.3%	13.3%	13.1%	12.4%

100%保証と80%保証の累積承諾代位弁済率の比較(信用リスク別)



(注1)本頁では、信用リスクのカテゴリ区分別(①区分～⑨区分)の代位弁済を分析するため、累積承諾代位弁済率を算出。

累積承諾代位弁済率＝平成19年10月(責任共有制度導入時)から平成28年3月までの保証承諾分についての代位弁済金額/同期間における保証承諾金額

(注2)当該信用リスクの区分は、各企業のCRDデフォルト確率データにより算出した区分。

(注3)100%保証には、構造不況にある中小企業や災害による被害を受けた中小企業も含まれるため代弁率が高くなる要素もある。

(3) 中小企業政策審議会 金融WG報告書「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」(2016年12月)

① リスク分担の考え方の導入

通常の成長発展段階等において一定程度の**プロパー融資を確保**することが重要である。その際、保証協会においては、迅速な資金調達を必要とする中小企業の視点に立って対応することを第一としつつ、金融機関における**既往のプロパー融資**を含めた与信取引の状況やその推移、業況把握や今次融資資金の効果といった事業性に対する理解、今後のプロパー融資の実施の方針等の支援方針に着眼して、個々の中小企業の実態に応じて**柔軟にリスク分担を行い、プロパー融資を確保**することが効果的である。

②保証制度の支援のメリハリをつける

○保証制度の役割の拡大を図る分野(枠の拡大、新メニューの導入)

- ・創業期の企業
- ・再生期の企業
- ・小規模企業

○保証の役割を減らすべき分野

- ・拡大期の企業
 - ・・・成長とともに一定程度のプロパー融資を確保することにより信用保証への依存度を下げ(最終的には信用保証からの卒業を目指すことが望ましい)

③大規模な経済危機等への対応制度の整備

- 従来は、危機が起こってから制度設計を考えるような状況
- 危機終了後も、なかなか措置を終えられなかった
- 迅速にセーフティネット保証を発動する必要があるが、速やかに措置を終了することが求められる。
- 新たにセーフティネット保証(別枠・100%保証)を創設する。
- 適用期限を原則1年とするなど予め区切ることにする。

④信用保証協会の役割の強化

- 保証協会の業務は、従来、保証・回収が中心であった
- 経営支援・事業再生の局面での役割の拡大を図る

➤ 「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案」が国会で審議中

4. まとめ

- 日本経済の課題は、日本企業の生産性を高めて、人々の賃金を引き上げていくことにある。
- 日本の金融機関の経営は、人口の減少や高齢化の進展、FinTech 等の技術革新の動き、世界的な長短金利の低下等の環境変化によって、厳しくなっている。
- 地域金融機関のビジネスモデルを大きく変革する必要がある。企業の事業性を評価し、企業の発展に資するようなアドバイスをを行い、必要な資金を提供することで、「共通価値」を創造するようなビジネスモデルを目指すべきである。
- その実現を促すために、金融行政は転換してきたし、信用保証制度の見直しも進んでいる。
- 金融機関にとって持続可能性のあるビジネスモデルであることを実績によって示すことが課題。